

各加盟団体代表者様

公益財団法人群馬県スポーツ協会
理事長 松本博崇

新型コロナウイルス感染症対策に係る「警戒度引き下げ」に伴う活動の対応について
(3月22日以降)

平素より、本協会の諸事業につきまして格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3月18日に伊勢崎市、大泉町の警戒度が現状の「4」から「3」へ、32市町村の警戒度が「3」から「2」へ引き下げられ、1市の警戒度は現状の「3」を維持することが決定されました。

このことから、県教育委員会より部活動の対応について通知がありました。つきましては、**少年（高校生以下）の活動**は学校における部活動と同様に扱うこととして、下記のとおりとしますので、御協力いただけますようお願いいたします。

記

1 感染防止対策の徹底について

競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で活動する。

活動に際しては、国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等で具体的に示している感染防止対策を遵守するとともに、県で作成した活動事例集を参考にする。

2 対外試合等（合同練習・練習試合・大会等）について

対外試合等の実施に際しては、各地域の感染状況等を踏まえ、活動を担当する指導者のみで実施を判断するのではなく、各活動の意義や目的に照らし、団体として責任を持ってその必要性を協議し、慎重に判断する。ただし、県のホームページで公表している移動を慎重に判断すべき地域（8都県）での実施またはその地域の学校との交流（練習試合の受入等）は、自粛する。

また、実施予定地域が緊急事態宣言発令地域等になった場合や参加する生徒及び保護者の同意が得られない場合は、延期または中止する。なお、宿泊を伴う活動については、当面の間自粛とする。

3 全国大会等への参加について

全国大会等への参加については、上記2にかかわらず、感染防止対策を徹底した上で参加を可とする。

なお、宿泊を伴う場合は、生徒が密集して活動する状況が多く発生することから、生徒が移動中や宿泊場所等での行動（会話、飲食等）において、感染防止対策を主体的に判断し、正しい行動がとれるよう特に指導を徹底する。

4 活動に際しての留意点について

(1) 休憩時間や部室等での更衣時及びミーティング等におけるマスクなしの近距離での会話や会話しながらの飲食、部室等の狭い空間での密集等による感染事例が見受けられることから、生徒が感染防止対策を主体的に判断し、正しい行動がとれるよう指導を工夫する。

(2) 活動終了後は、速やかに帰宅するよう引き続き指導するとともに、帰宅時に生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底する。

— 参考 —

- ・群馬県ホームページ https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html
「県内の新型コロナウイルス感染症に関する情報」群馬県ホームページに随時更新されますので常に新しい情報を得るようお願いいたします
- ・群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改正版)」に基づく要請について (写)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る「警戒度引下げ」に伴う県立学校の部活動の対応について (写)

競技スポーツ課 小林

電話：027-234-5555